

奄美市告示第 6 4 号の 2

奄美市情報通信産業人材育成事業補助金交付要綱を次のように定めた。

平成 2 3 年 4 月 1 日

奄美市長 朝 山 毅

奄美市情報通信産業人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 本市における情報通信産業の推進に資する人材を育成する事業（以下「事業」という。）を実施するため、島外において人材育成研修（以下「O f f ー J T 研修」という。）を実施する個人、法人その他の事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則（平成 1 8 年奄美市規則第 4 0 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者で、市長が適当と認めるものをいう。

- (1) 本市の区域内に本店、支店その他の営業所を有する者
- (2) 主たる業務として情報通信産業に関する事業を行う者
- (3) 市税その他の本市に納付すべき債務を滞納していない者

(補助対象経費及び研修受講者の要件)

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が O f f ー J T 研修を実施するために必要な経費のうち、次に掲げるも

のとする。

- (1) 旅費
- (2) 滞在費
- (3) 研修受講料
- (4) その他市長が必要と認める経費

2 補助の対象となるＯｆｆ－ＪＴ研修を受講する者は、本市の区域内に住所を有する者で、本市の開催する報告会等に出席できるものとする。

（補助対象期間）

第４条 補助の対象となる期間は、各年度の４月１日から翌年３月３１日までとする。

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、１人につき月額５万円又は補助対象経費の８０パーセントのいずれか低い額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、奄美市情報通信産業人材育成事業補助金交付申請書（別記第１号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 第２条第３号に規定する債務の納付を証する書類
- (4) 研修受講者を雇い入れた際の雇用契約書又は雇入通知書の写し
- (5) 研修受講者の勤務状況及び賃金の支払状況を確認できる書類
- (6) 研修受講者の住民票
- (7) 契約書の写し（奄美大島本島外の事業者との連携により職業訓練等を行う場合に限る。）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助事業者に対し、奄美市情報通信産業人材育成事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式。以下「決定通知書」という。）により行うものとする。

この場合において、市長が必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第8条 補助事業者は、決定通知書を受けた事業について、次の各号のいずれかに該当する変更要件を生じたときは、奄美市情報通信産業人材育成事業内容変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

(1) O f f – J T研修期間の変更

(2) O f f – J T研修内容の変更（軽微な変更を除く。）

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書

(2) 変更収支予算書

3 第1項の承認は、事業の変更承認のみを行う場合は情報通信産業人材育成事業補助金変更承認通知書（別記第4号様式）により、変更承認に併せて補助金の額の変更決定を行う場合は情報通信産業人材育成事業補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、事業の実施状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、奄美市情報通信産業人材育成事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 証拠帳票類の写し
- (4) 研修終了を証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、奄美市情報通信産業人材育成事業補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者が補助金を請求しようとするときは、奄美市情報通信産業人材育成事業補助金交付請求書（別記第8号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内において、概算払をすることができる。
- 3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、奄美市情報通信産業人材育成事業補助金概算払申請書（別記第9号様式）に請求書（別記第8号様式）及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。